

千葉市立青葉病院診療報酬委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院における診療報酬請求の査定・返戻等に関する事項について審議し請求精度向上を図ることで、病院経営の改善に資することを目的とし、千葉市立青葉病院診療報酬委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔所掌事務〕

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

- [1] 診療報酬請求の返戻・査定に関する事項
- [2] 診療報酬請求の再審査請求に関する事項
- [3] その他、委員会の目的達成を図るための事項

〔組織〕

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員等をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員会の組織は、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師の職にあるもの及び事務局医事室により構成する。

〔会議〕

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

〔庶務〕

第4条 委員会の庶務は、事務局医事室において総理する。

〔委任〕

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年10月1日より施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。